

次期「長崎県環境基本計画」(素案)に対する 県民等からの意見について

次期「長崎県環境基本計画」(素案)について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき、厚くお礼申し上げます。募集結果につきましては、次のとおりです。

【パブリックコメント募集結果】

1. 募集期間：令和2年11月26日(木)～令和2年12月16日(水)
2. 提出方法：電子申請、ファクシミリ、郵送
3. 閲覧方法：県ホームページに掲載
県県民生活環境課、県政情報コーナー(県民センター内)、
各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)、各県立保健
所にて閲覧
4. 意見の件数：8件
5. 意見への反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	・素案に反映させるもの	2
B	・素案に既に盛り込まれているもの ・素案の考え方や姿勢に合致し、今後、 作成・遂行の中で反映させていくもの	4
C	・今後検討していくもの	0
D	・反映が困難なもの	2
E	・その他	0
総数		8

【提出された意見趣旨及び県の考え方】 別紙のとおり

次期「長崎県環境基本計画」（素案）に対するパブリックコメント対応一覧

対応区分	対応内容	件数
A	素案に反映させるもの	2
B	素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	4
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	2
E	その他	0

第1章 環境基本計画のめざすもの

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方

第2章 本県の環境の現状・課題・施策の方向

I 脱炭素社会づくり

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
1	D	<p>■再生エネルギー</p> <p>①太陽光発電パネルの設置は住宅の屋根とビル/工場の屋根に限定する。大規模太陽光発電所は広大な土地にパネル群の設置が有り景観や反射光など公害の原因、また山や丘の斜面へのパネル群の設置も同様の問題があり反対、パネル設置の抜本的な法律/条令の改正を望む。（本文15～20頁）</p>	<p>本県では、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの導入促進を図ることとしています。令和2年3月には環境省から太陽光発電施設建設に係る課題解決のための「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」が公表されたところです。本県におきましても、本ガイドラインに沿った事業が行われるよう周知徹底することとしております。</p>
2	D	<p>■再生エネルギー</p> <p>②風力発電の大型風車は費用対効果で不採算、また低騒音の問題もあり廃止。大型風車は費用対効果で不採算の報道があり、採算の取れている風車は少ない？撤去するにも数千万費用が掛かる。強風では羽根の停止が必要であり、台風で羽根の破損、風車の倒壊の危険あり現状の技術では恒久的な使用が困難と思われる。（本文15～20頁）</p>	<p>風力発電をはじめ再生可能エネルギー発電事業は、年々設備投資等のコストの低減が図られており、国も事業計画策定ガイドラインによって、事業採算性の確保や廃棄費用の積立について注意を促しているところです。</p> <p>また、過去に発生した風力発電に係る事故については、国によって原因等の検証と併せて対策の検討が進められております。</p> <p>県といたしましては、事業の安全性の確保と、地元との合意が形成されていることを前提に再生可能エネルギーの導入を推進することとしております。</p>

II 人と自然が共生する地域づくり

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
3	B	<p>2021年度はレッドリストの改定、新しいRDBの出版が予定されていると思うが、数年前にまとめられた外来生物リストも含めて、県民が理解しやすい情報提供をお願いしたい。また、データベースについては、官学だけで利用するのではなく、一般の利用も可能なものを構築されたい。（本文25頁、1～2行、9～10行）</p>	<p>生物多様性にかかる情報発信については重要と考えており、レッドリストや外来種リストを始めデータベースを基にした各種情報についても、わかりやすく情報発信を行うこととしています。</p>

4	B	次期「長崎県観光振興基本計画」には、ウィズコロナ・ポストコロナの観点からの記載があるが、環境基本計画にはない。世界的にコロナの影響が収束するには、2020から数年はかかり、外国人観光客はすぐには戻らない。インバウンドの前に日本から海外旅行へ出かけていた約1600万人を国立公園等へ向けさせる対策や密を避けることができる自然体験型ツアーを広くアピールすることが必要である。(本文26頁、11～14行)	ご指摘のコロナに関する観点は重要と考えており、21ページに新型コロナウイルス感染症拡大に伴い自然豊かな地域で過ごす機運の高まりを背景にした自然公園利用のニーズの多様性を課題として記載しています。この課題解決のために、26ページに記載しているように自然体験活動等の情報発信やエコツーリズムの推進に取り組んでまいります。
5	A	1・具体的政策が見えない。 2・エコツーリズムの推進や農泊の推進による収入の増大および雇用の増大、交流人口の増大等の経済的効果に繋げる視点が欠如している。(本文26頁、20行)	エコツーリズムは地域の自然を生かした持続可能な観光形態であり、自然環境を保全しつつ観光客の増加等による経済的効果が期待できるものです。県としましても、地元関係者と連携を図りながら、地域の振興に繋げていきたいと考えておりこれまでもエコツーリズムの推進に取り組んできたところで、ご指摘を受け、具体的な取組として、文頭に「快適で安全な受入環境を整えるため、歩道等の整備に取り組む、」を追記します。
6	A	1・具体的政策が見えない。 2・エコツーリズムの推進や農泊の推進による収入の増大および雇用の増大、交流人口の増大等の経済的効果に繋げる視点が欠如している。(本文26頁、22行)	ご指摘を受け、次のとおり修正いたします。「農山村地域の資源を活用した農泊を推進するため、県内の農泊PRによる誘客対策、人材育成や新たな担い手確保などに取り組む、都市住民等との交流促進による地域の活性化を図ります。」

III 循環型社会づくり

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
7	B	<p>■漂着ごみ</p> <p>①中国/韓国などや船舶などの漂着ごみの対策が急務。漂着ごみのプラスチックから繊維を再生使用した報道もある。(本文27～29頁)</p>	<p>令和元年6月のG20大阪サミットにおいて「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする」ことが共有されるなど各国において海洋ごみ対策が推進されることが期待されます。</p> <p>県としても、関係国において実効性のある発生抑制対策が講じられるよう国に要望を行っております。</p> <p>今後とも、県内においても漂着ごみの発生を未然に防ぐため、発生抑制対策の充実を図るとともに、県民、事業者、行政等が一体となり、効率的・効果的な回収処理と併せて、ごみの減量化、再資源化を推進してまいります。</p>

IV 安全・安心で快適な環境づくり

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
8	B	<p>■大村湾水質改善</p> <p>①閉鎖海域の大村湾の水質保全は環境対策だけではなく次世代への遺産を守るためにも現状の水質保全基準のさらなる強化を望む。湾周辺の地域からの河川/排水の水質基準の強化と監視が必要。(本文32～38頁)</p>	<p>閉鎖性の強い海域である大村湾の水質改善を図るため、一般家庭の生活排水対策を行うとともに、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、大村湾流域の工場・事業場からの排水水について他の地域より厳しい排水基準を設定し監視を強化するなど、各種対策を実施してきたところです。</p> <p>海域の水質汚濁指標であるCOD（有機性物質等による水質汚濁の程度を表す指標）をみると、全湾の平均では改善傾向にあるが、湾奥部などでは依然として環境基準（2.0mg/L）を超過する地点がみられることから、今後も引き続き、「第4期大村湾環境保全・活性化行動計画（H31.3策定）」に基づき各種対策を継続して実施してまいります。</p>

環境保全のための共通的取組

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方

地域循環共生圏の構築に向けた取組

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方

第3章 計画の推進

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方

全般

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方